福岡県脊髄損傷者連合会会則

第一章 総 則

第1条 本会は、福岡県脊髄損傷者連合会と称する。

第2条 事務局は次の所に置く。

〒820-0303 福岡県嘉麻市中益 879 番地

第3条 本会は、福祉制度の充実を図り、住、環境、交通機関等の条件整備を促進し、 会員の生活条件の確立、及び社会活動の参加を目的とする。

第二章 組織

第4条 本会は、脊髄損傷者、及び同等の障害を持つ者によって組織する。

第5条 本会は、「社団法人全国脊髄損傷者連合会」に所属する。

第6条 本会は、第3条の目的を推進するために、他の障害者団体と共同活動を、地域に組織する。

第7条 本会の会員が退院、転院、その他の事情で県外に移転した場合は、本人の希望により、新たな移住県の「連合会」に籍を変更できるものとする。

第三章 会 員

第8条 本会の会員は、次の条件を要し、下記の会員構成とする。

- (1) 会員は、脊髄損傷者、及び同等の障害のある者をもってなる。
- (2) 賛助会員A····本会の目的に賛同し支援する団体、事業者等。
- (3) 賛助会員B····本会の目的に賛同し支援する人、市民等の個人。
- (4) 賛助会員 C・・・・本会の目的に賛同し支援する市民等の個人。
- (5)(2)(3)(4)の会員については「わだち」への投稿や総会に出席し、意見や提案を提起できるが、総会での議決権はないものとする。

第9条 本会の入会は、入会申し込み書の提出と会費の納入をもって、会員となる。

第 10 条 本会の会員は、次の要項に該当するときは会員の資格と権利を失する。

- (1) 本人の希望で退会者となったとき。
- (2) 会費の未納が1年以上に及ぶとき。
- (3) 本会の名誉を著しく傷つけたとき。

第 11 条 除名

会員が次の各号に該当する場合には、役員会において、出席した役員の3分の2以上の議決に基づき、除名することが出来る。 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この会則または規則に違反したとき。

- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に違反した行為をしたとき。
- 第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
- 第 13 条 会員の権利
- (1) 会員は、本会の活動に対する意見提案ができる。
- (2) 会員は、本部、県本部、支部の発行するニュース、出版物など平等の取り扱いを受ける権利を有する。
- (3) 会員は、総会に出席し議案を審議する権利を有し、かつ、会の役員を選出する権利と、役員に就任する権利をもつ。

第四章 機 関

- 第 14 条 総会は、本会の最高議決機関とする。
- (1) 総会は、年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会は、会長が招集する。但し、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は、会員の3分の1以上の要求があったとき、これを開催する。
- (3) 総会は、会員の出席者、及び、委任状を含めた数が、全会員の過半数をもって成立する。
- (4) 総会の議決は、総会出席会員の過半数をもって議決し、賛否が同数の場合は議長裁決とする。
- 第 15 条 本会は、地区(福岡、北九州、筑後、筑豊)機関として、次の要旨をもって 支部を置く。
- (1) 支部設置については、10 名以上の会員が各地区員数に達したとき。
- (2) 設置された支部の地域の会員は各支部に編入される。支部の設置されていない地区の会員は県本部が直接執行する。
- (3) 支部の設置されていない会員が希望する場合、既成支部に編入することができる。
- (4) 支部結成がなされた地区は、支部役員を置き、県役員との連絡、協議の上、会務にあたる。
- 第16条 本会は、次の役員を置く。
- 会 長 1名 本会を統括し、会を代表する。
- 事務局長 1名 各部を指導し、会長を補佐する。
- 組織部長 1名 会員の入会、退会の手続き、連絡。
- 広報部長 1名 広報誌「わだち」編集発行及びホームページの編集管理。
- 会 計 1名 会費の出納管理、決算報告。
- 会計監査 2名 会計業務の監査。
- 第 17 条 役員会は、定期的に開き、その他、必要に応じて会長が招集して行い、会務を執行する。
- 第 18 条 役員の任期は1年とし、役員は総会において選出する。但し、欠員補充のと

きは残期間とする。

第 19 条 会長は、役員会の承認を得て、顧問、又は相談役を委嘱することができる。

第五章 会 計

第20条本会の会費は、次によりまかなう。

- (1) 会費
- (2) 寄付金、及び、助成金
- (3) その他の収入
- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第22条 旅費、慶弔費等は、本会会計支出規定により支出する。
- 第23条 監査役は、定期総会において会計監査報告を行わなければならない。

第六章 附 則

- 第 24 条 本会会則、及び、規定に定めない事項は役員会において決定する。
- 第25条 本会の会則の改廃は、総会によって議決する。
- 第 26 条 本会の解散は総会で議決する。
- 第27条会則の施行、改正
- (1) この会則は、昭和57年4月11日より施行する。
- (2) この会則は、昭和59年4月29日より一部改正する。
- (3) この会則は、昭和60年5月 3日より一部改正する。
- (4) この会則は、昭和61年4月27日より一部改正する。
- (5) この会則は、昭和62年4月19日より一部改正する。
- (6) この会則は、昭和63年4月17日より一部改正する。
- (7) この会則は、平成 2年4月15日より一部改正する。
- (8) この会則は、平成 5年4月29日より一部改正する。
- (9) この会則は、平成 6年4月24日より一部改正する。
- (10) この会則は、平成 7年4月16日より一部改正する。
- (11) この会則は、平成 8年4月21日より一部改正する。
- (12) この会則は、平成13年4月22日より一部改定する。
- (13) この会則は、平成16年4月25日より一部改正する。
- (14) この会則は、平成18年4月22日より一部改正する。
- (15) この会則は、令和3年6月27日より一部改正する。
- (16) この会則は、令和4年6月5日より一部改正する。
- (17) この会則は、令和5年9月30日より一部改正する。
- (18) この会則は、令和6年5月25日より一部改正する。

会計支出規定

第1条 この規定は、会則第18条により定める。

第2条 会計事務は、担当役員が行う。

第3条 会員は、1ヶ月300円とする。

- (1) 賛助会員A····年会費として一口1万円とし、最高三口までとする。
- (2) 賛助会員B·・・・会員と同じ会費とする。
- (3) 賛助会員 C・・・・年間 2.000 円とする。

第4条 会費は、年度分前納する。

第5条 会費納入方法について。

- (1) 銀行振込、郵便為替、現金封筒による送金。
- (2) 役員、又はそれに代わる会員に依頼することができる。

第6条 会費減免制度を設ける。但し、申請者は役員会の承認により、この制度を受ける。

- (1) 同所帯の2名以上の会員の場合は、会費は1名分とする。
- (2) 無年金者で全脊連本部の会費免除の承認を受けた場合は、会費は 200 円とする。
- (3)(2)以外で経済上困難であり、県本部役員会に申請して承認を受けた場合は、会費は500円とする。

第7条 会務により出張する場合は、予算内で支給する。

第8条 慶弔費は、次の通りとする。

- (1) 会員が結婚するとき。
- (2) 会員が死亡したとき。

第9条 本規定の改廃は、総会において決定する。

(1) この規定は、令和5年9月30日より一部改正する。